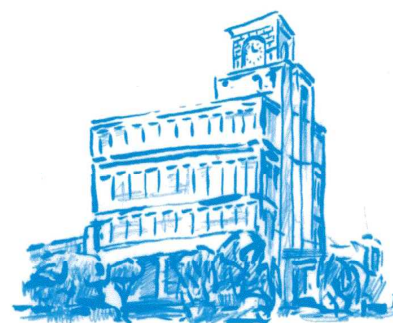


教育機会確保法を理解していますか？

伊丹市立総合教育センター
所長 太田 洋子

令和元年10月に文部科学省から「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が発表されました。小・中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数が6年連続で増加しており、平成30年度不登校児童生徒数は、164,528人（前年度144,031人）ですが、不登校を含む長期欠席児童生徒については240,039人（前年度217,040人）であり、小学校児童の1.3%、中学校生徒の4.8%となっているというものです。



伊丹市においても、長期欠席児童生徒の数は増加しており、市としても大きな課題となっています。

こうした実態を踏まえ、不登校児童生徒への支援について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」が成立、平成29年2月より施行されました。また、文部科学省は同年3月、同法に基づく基本指針を策定するとともに、令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を出しています。この通知は、これまでの不登校施策に関する通知を整理しまとめたものであり、教職員が法や基本方針の理解を深め、大きく次のような点に留意した支援をすることを求めています。

- ①不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ②不登校の要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が情報共有し、個に応じたきめ細やかな支援策を策定すること。場合によっては、教育支援センター、ICTを活用した学習支援、フリースクール等の活用も視野に入れること。また、家庭への支援や働きかけを行うこと。
- ③校長のリーダーシップのもと、教員だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた学校内でのチームによる対応を進めること。
- ④すべての児童生徒にとって魅力あるよりよい学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進すること。また、学習における個に応じた指導の充実を図ること。

総合教育センターでは、教育支援センター「やまびこ」を設置して不登校の子どもたちへの支援を行っています。法や指針等を受け、「子どもたちが学びを深める場」「自分たちで考え行動し自己実現を可能にする場」を目指してカリキュラムや教材等を大幅に変えました。子どもたちは学習や体験活動に日々取り組んでいます。

法及び通知等の趣旨を理解し、学校及び教育委員会がどのように不登校児童生徒に対する方策を推進するかがこれから問われていくのだと思います。



一
全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

基本理念 第三条

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。



二
不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

「義務教育の段階における普通に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
文部科学省（平成28年）「教育機会確保法」

一人ひとりの子どもの教育の機会の確保が求められています



三
不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)
令和元年10月25日 文部科学省



四
義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者がその教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五
国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の綿密な連携の下に行われるようにすること。

学校として、基本理念に基づき、子どもたちの社会的自立に向けた適切な支援、きめ細やかな支援を行うことが重要です。

自らの生き方や将来に対する夢に向けて、自己決定できる力を育てる。

「仲間づくり」
「心の居場所」としての学校

地域とつながりを持たせる学習の機会を通して、社会との結びつきを強める

発達段階に応じたきめ細かい配慮

いじめや暴力行為を許さない学級づくり

教育支援センター「やまびこ」

伊丹市立総合教育センターでは、市内の不登校児童生徒が通う、教育支援センター「やまびこ」があります。「やまびこ」では、主に午前中は個別学習、昼からは体験活動を行っています。



やまびこだより

教育支援センター「やまびこ」通信 第8号 令和元年(2019年)10月25日

やまびこだより



1. 保護者会ありがとうございました。

10月16日(水)は、保護者会を行いました。当日、ご都合が悪くなられた方もありましたが、8名の保護者の方が来てくださいました。ありがとうございました。
保護者会では、やまびこから、現在のやまびこの学習や活動について、また、活動を通して見られた生徒たちの様子などをお知らせした後、保護者の方の意見交流を行いました。
保護者の方から出たご意見は、以下の3点です。
①学習意欲や登校(登園)意欲を持たせるにはどうしたらいいか。
②スマホ等の使い方を含む生活習慣作りの必要性
③進路について
生徒の様子は様々なので、他の子と比べることもできないし、同じやり方が自分の子に通用するかわからないことですが、それぞれの自主性を大切にすることや、声を掛けて見守ることの大切さについての意見が出ました。学校に登校できることはもちろん大事なことですが、**1番大切なのは、社会の中でよりよく生きていくこと**です。今、できないことがたくさんあっても、子どもは元気になれば動き出します。様々な体験やコミュニケーションの場を通して子どもの心が満たされ、元気になるよう周りの大人が子どもの成長を温かく支えていきたいと話し合いました。その後、保護者の方それぞれにお話をさせていただきましたが、「悩んでいるのは一人ではない」と互いに元気をもらって帰っていかれた様子が印象的でした。



2. 11月の行事や体験活動

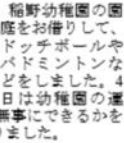
- ①スポーツ活動(午後)
- 1日(金)中央公民館
 - 8日(金)「楽しく体を動かそう」(三浦先生)稲野幼稚園(園庭または遊戯室)
 - 25日(月)ヨガ(藤幸田先生)総合教育センター 会議室
- ②体験活動
- 26日(火)クリスマスケーキ作り(近藤先生)中央公民館
- ③実験・ものづくり(月1回程度)未定
- ④校外学習(丹波年輪の里)11月6日(水)9:30集合 16:00解散予定
- ⑤11月の期末テストに向けて、13日、20日、27日の水曜日の午後は、お弁当を持って来て勉強しても良いことにします。



3. 10月の体験活動の紹介

①スポーツ活動

稲野幼稚園の園庭をお借りして、ドッジボールやバドミントンなどをしました。4日は幼稚園の運動会前日で「給割り」が無事にできるかを試させてもらい重心に返りました。



②食育実習



自分達で考えた献立をもとに調理実習をしました。最初はぎこちなかった包丁使いもだんだん上手に、時間内に手早く作ることができ、美味しくいただきました。

デンパ学習 10月29日(火)午後 松谷化学工業株式会社の方が指導してくださいました。

今年度行った主な体験活動

- ・俳句づくり
- ・ダンス
- ・ヨガ
- ・調理実習
- ・運動
- ・工作
- ・理科実験
- ・館外学習(バスで移動)

パンフレット

教育支援センター「やまびこ」

教育支援センター「やまびこ」は不登校児童生徒の学力の向上や学ぶ意欲を高めることをとおして、将来的な自立に向けた学校復帰を支援します。また、スポーツや調理実習などの体験活動を行い、学ぶ意欲を育みます。



利用対象

伊丹市在住の小学生(4年生以上)・中学生



入館方法

入館についての相談・申請は、学校をとおしてお願いします。

開館日及び開館時刻

・週5日(月曜日～金曜日)
・9:30～15:00

活動内容

- ・学習支援(教科学習)
- ・スポーツ(バドミントンや卓球等)
- ・体験活動(調理実習、館外学習等)
- ・個別相談(本人・保護者)

- ・教科指導をとおして、学習の遅れ、つまずきの解消を図ります。
- ・小集団による体験活動をとおして、自立心や社会性を養います。
- ・個別の相談をとおして悩みの解消、日常生活への意欲づけ等を図ります。

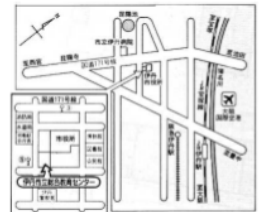
時間割

	月	火	水	木	金
9:30～10:00			朝の会・学習の確認		
10:00～10:50	教科	教科	教科	教科	教科
11:00～11:50	教科	教科	教科	教科	教科
12:00～13:00	昼食・休憩		終わりの会	昼食・休憩	
13:00～14:40	スポーツ・実習・自主学習		面談・学校訪問等	スポーツ・実習・自主学習	
14:40～15:00	清掃・終わりの会・1日の振り返り		17:00まで	清掃・終わりの会・1日の振り返り	



指導員

教育支援センター指導員
教育支援センター学習指導員
教育支援センター指導補助員



所在地

住所: 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市立総合教育センター3階
電話: 072-780-2480

やまびこだよりは総合教育センターホームページでも見られます

発行 伊丹市立総合教育センター

所在地 〒664-0898

伊丹市千僧1丁目1

平日(水以外) 9:00～21:00

水曜日 9:00～17:30

土曜日 9:00～17:00

電話 072-780-2480

FAX 072-780-2482

休館日 日曜・祝日、年末・年始

ホームページ <http://www.itami.ed.jp/>

教育相談

電話 072-772-6171 (電話相談)

平日:10:00～19:00 土曜:13:00～17:00

072-780-2484 (来所相談)

平日:10:00～17:00 ※予約制です

お子様に関する様々な悩みや課題、問題等の相談に応じています。

兵庫県教育委員会ひょうごっ子SNS悩み相談

LINEを使って利用できます→

こまったことがあったらすく相談

